

健康福祉部

福祉環境委員会

【議案関係資料】

(国補正予算関係)

2月14日提出

目 次

◎ 補正予算関係

1	(新) 児童福祉施設等設備災害復旧事業	(地域・家庭福祉課)	3
2	老人福祉総合工リア環境整備事業	(長寿社会課)	4
3	介護職員処遇改善支援事業	(長寿社会課)	5
4	社会福祉施設等(高齢者関係)設備災害復旧事業	(長寿社会課)	6
5	福祉・介護職員処遇改善支援事業	(障害福祉課)	7
6	障害児・者施設整備補助事業	(障害福祉課)	8
7	(新) 障害児入所施設等性被害防止対策事業	(障害福祉課)	9
8	感染症対策事業	(保健・疾病対策課)	10

予算額 1,456千円 (国 1,456)

<p>1 事業目的 7月14日からの大雨による浸水等の被害を受けた児童福祉施設等の事業再開のために必要な備品・設備等に要する経費を支援する。</p> <p>2 補助対象者 児童福祉施設等の事業者</p> <p>3 事業内容 児童福祉施設等の事業再開に要する経費を支援する。</p> <p>(1) 対象施設 秋田赤十字乳児院</p> <p>(2) 対象経費 備品購入費(中古車両1台の購入)</p> <p>(3) 総事業費 2,206,970円</p> <p>(4) 補助額 1,456,000円</p> <p>(5) 補助率 定額(1施設あたり 上限2,000千円)</p> <p>(6) 財 源 国10/10</p>	<p>(参考)</p> <p>【概要】 国通知「令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る児童福祉施設等設備災害復旧事業実施要領」等に基づき被災地方公共団体が行う事業</p> <p>【対象者】 被災地方公共団体の区域内において児童福祉施設等の被災事業所等を設置する市町村又は民間事業者</p> <p>【対象経費】 被災事業所等の事業再開に要する経費 需用費(消耗品費、修繕費、印刷製本費)、備品購入費、旅費(職員旅費)、賃金等 ※補助基準額等の詳細は、国の要綱による。</p>
--	--

予算額 102,008千円 (⊖ 102,008)

1 事業目的

エネルギー価格高騰の影響を受けている各老人福祉総合エリアについて、省エネ性能の高い設備へ更新を行うことで光熱費の負担を軽減し、施設の安定運営を図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 北部老人福祉総合エリアLED化事業

2,844千円

- ・補助対象 北部老人福祉総合エリア
- ・対象経費 LED化工事 2,844千円
- ・補助率 国10/10

(2) 中央地区老人福祉総合エリアLED化事業

1,325千円

- ・補助対象 中央地区老人福祉総合エリア
- ・対象経費 LED化工事 1,325千円
- ・補助率 国10/10

(3) 中央地区老人福祉総合エリア空調機更新事業

24,860千円

- ・補助対象 中央地区老人福祉総合エリア
- ・対象経費 空調機更新工事 23,720千円
- 設計業務委託 1,140千円
- ・補助率 国10/10

(4) 南部老人福祉総合エリアLED化事業

72,979千円

- ・補助対象 南部老人福祉総合エリア
- ・対象経費 LED化工事 70,805千円
- 設計業務委託 2,174千円
- ・補助率 国10/10

4 スケジュール

令和6年3月～11月 LED化工事

※(1)、(2)事業

令和6年3月～7月 設計業務

※(3)、(4)事業

令和6年11月～令和7年2月

空調機更新・LED化工事

※(3)、(4)事業

※ 「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」
充当可能事業

予算額 420,261千円 (国 420,215 諸 46)

1 事業目的

令和6年度介護報酬改定での対応を見据えつつ、介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、介護職員の賃金を2%程度(月額平均6千円相当)引き上げるための措置を実施する。

2 事業内容

令和6年2月から5月までの間、介護職員に対して2%程度(月額平均6千円相当)の賃金改善を行う介護サービス事業所等に対し、介護職員処遇改善支援補助金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

- ・補助金額 各介護サービス事業所等の介護報酬にサービス区分ごとの交付率を乗じた額
- ・対象事業所 約3,000事業所
- ・対象職員 対象介護サービス事業所等に勤務する介護職員(介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能)
- ・対象期間 令和6年2月～5月分の賃金引き上げ分(令和6年6月分以降は、介護職員処遇改善加算により対応)

3 主な交付要件

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること。
- ・賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定して行うこと。
- ・令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- ・令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより行うこと。

4 予算額の内訳

- (1) 補助金 400,000千円
- (2) 事務費 20,261千円

(参考) 対象サービス区分別の交付率

サービス区分	交付率
訪問介護	1.20%
夜間対応型訪問介護	1.20%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.20%
(介護予防)訪問入浴介護	0.70%
通所介護	0.70%
地域密着型通所介護	0.70%
(介護予防)通所リハビリテーション	0.60%
(介護予防)特定施設入居者生活介護	0.80%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.80%
(介護予防)認知症対応型通所介護	1.40%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	1.00%
看護小規模多機能型居宅介護	1.00%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	1.30%
介護福祉施設サービス	0.90%
地域密着型介護老人福祉施設	0.90%
(介護予防)短期入所生活介護	0.90%
介護保健施設サービス	0.50%
(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.50%
(介護予防)短期入所療養介護(病院等(老健以外))	0.30%
介護医療院サービス	0.30%
(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.30%

予算額 8,904千円（国 8,904）

1 事業目的

7月14日からの大雨による浸水等の被害を受けた高齢者施設等の事業再開のために必要な備品・設備等に要する経費を支援する。

2 補助対象者 社会福祉法人等

3 事業内容

高齢者施設等の事業再開に要する経費を支援する。

- ①補助対象 高齢者施設 4件
（湖東老健（五城目町）ほか3件）
- ②補助率 10 / 10（国 10 / 10）

【補助単価】 施設種別ごとの基準額
（国の交付要綱による）

- ・ 介護老人保健施設 2,450千円
- ・ 認知症対応型共同生活介護事業所 2,675千円
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 3,675千円

※備品・設備等とは施設整備に該当しない需用費（消耗品費、修繕費、印刷製本費）備品購入費、使用料等

※家財保険等給付金等その他収入を控除

<参考>

【スケジュール】

- 令和5年12月 ● 国の交付要綱通知
- 令和6年 1月 ● 国へ交付申請
- 令和6年 2月 ● 国の交付決定
- 令和6年 3月 ● 実績報告書提出
- 令和6年 4月 ● 補助金の支払い

令和5年9月補正

【社会福祉施設等（高齢者関係）県単災害復旧事業】

事業内容

高齢者施設等の復旧に要する経費を支援する。

（直接補助）

- ・ 補助金 2,000千円（4件）
- ・ 補助率 2 / 3
- ・ 限度額上限：500千円、下限：100千円

予算額 148,519千円 (国 148,504 諸 15)

1 事業目的

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施する。

2 事業内容

令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う障害福祉サービス事業所等に対し、福祉・介護職員処遇改善支援補助金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

- ・ 補助金額 各障害福祉サービス事業所等の福祉・介護報酬にサービス区分ごとの交付率を乗じた額
- ・ 対象事業所 約1,100事業所
- ・ 対象職員 対象障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員（福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能）
- ・ 対象期間 令和6年2月～5月分の賃金引き上げ分（令和6年6月分以降は、福祉・介護職員処遇改善加算により対応）

3 主な交付要件

- ・ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること。
- ・ 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定して行うこと。
- ・ 令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- ・ 令和6年4・5月分の補助額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより行うこと。

4 予算額の内訳

- (1) 補助金 139,200千円
- (2) 事務費 9,319千円

(参考) 対象サービス区分別の交付率

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援【予定】	0.7%
自立生活援助【予定】	0.7%
生活介護	0.8%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

予算額 668,500千円 (国 445,664 債 222,700 ー 136)

1 事業目的

障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。

2 補助率

3 / 4 (国 1 / 2、県 1 / 4)

3 事業内容

(単位:千円)

設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額
(福)井川町福祉会 障害者支援施設 桐ヶ丘	井川町	創設	施設入所支援 68	587,200
			生活介護 78	
			短期入所 2	
			相談支援 ー	
(福)秋田県社会福祉事業団 (仮称)共同生活援助事業所 「まつかぜ」	由利本 荘市	創設	共同生活援助 6	27,100
(福)秋田県社会福祉事業団 (仮称)共同生活援助事業所 「やすらぎ」	由利本 荘市	創設	共同生活援助 5	27,100
(福)秋田県社会福祉事業団 (仮称)共同生活援助事業所 「そよかぜ」	由利本 荘市	創設	共同生活援助 5	27,100
計			4施設	668,500

予算額 1,350千円 (国 900 - 450)

1 事業目的

障害児入所施設等における性犯罪防止対策に向け、子どものプライバシーを保護するためのパーテーション、簡易扉等の設置や、保護者の安心に応えるための支援内容記録用カメラの設置等に必要経費を支援する。

2 実施主体 県

3 事業内容

性被害防止対策に係る設備等の設置支援

1,350千円

子どものプライバシーの保護や、保護者の安心に応えるための設備等の設置に必要な経費を支援する。

- ・補助対象 障害児入所施設、障害児通所支援事業所
- ・補助基準額 100千円／施設
- ・補助率 3／4 (国 1／2、県 1／4)
- ・積算 @100千円×18施設×3／4

予算額 322,064千円（国 161,031 ー 161,033）

1 事業目的

今後の新興感染症発生時に円滑かつ速やかに対応できるよう、医療機関等の感染症対応力の強化を図る。

2 実施主体 県、医療機関

3 事業内容

(1) 施設・設備整備事業 319,194千円

新興感染症の発生に備え、県と協定（医療措置協定）を締結する医療機関に対し、個室病床の整備や病棟のゾーニング、PCR検査機器の整備等に対する補助を実施

- ・補助対象 病床確保、発熱外来の設置等について
県と協定を締結する医療機関
- ・補助率 個室整備 2/3（国1/3、県1/3）
個室整備以外 10/10（国1/2、県1/2）
- ・補助上限 補助対象経費ごとに設定

（例）個室整備 14,546千円/室
病棟のゾーニングのための改修 239千円/m²
PCR検査機器の整備 9,350千円/台

(2) 研修事業

2,870千円

① 社会福祉施設向け研修

社会福祉施設内でクラスターが発生した際の対応にかかる研修を実施

- ・対象 社会福祉施設職員
- ・実施回数 10回

※保健所管轄区域ごとに1回（秋田市のみ2回）

② 感染防御指導者育成研修

クラスター発生施設等において感染対策を指導する医療従事者に対する研修を実施

- ・対象 新興感染症発生時に協定に基づき派遣される見込みの医療従事者（100名程度を想定）
- ・実施方法 オンデマンドによる事前研修
集合研修（基礎編、実践編）

※集合研修については、基礎編、実践編ともに同内容で複数回開催する。

【医療措置協定】

感染症法の改正により、県は、新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、平時において、新興感染症対応にかかる協定を締結することとなった。

医療措置協定では、次の項目のうち、いずれか1種類以上の項目について、協定を締結することになっている。

- ① 病床確保：新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。
- ② 発熱外来：新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。
- ③ 自宅療養者等への医療の提供：居宅または高齢者施設等で療養する新興感染症患者に対し、医療を提供する。
- ④ 後方支援：新興感染症患者以外の患者（感染症から回復した者等）に対し医療を提供する。
- ⑤ 医療人材派遣：新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣する。